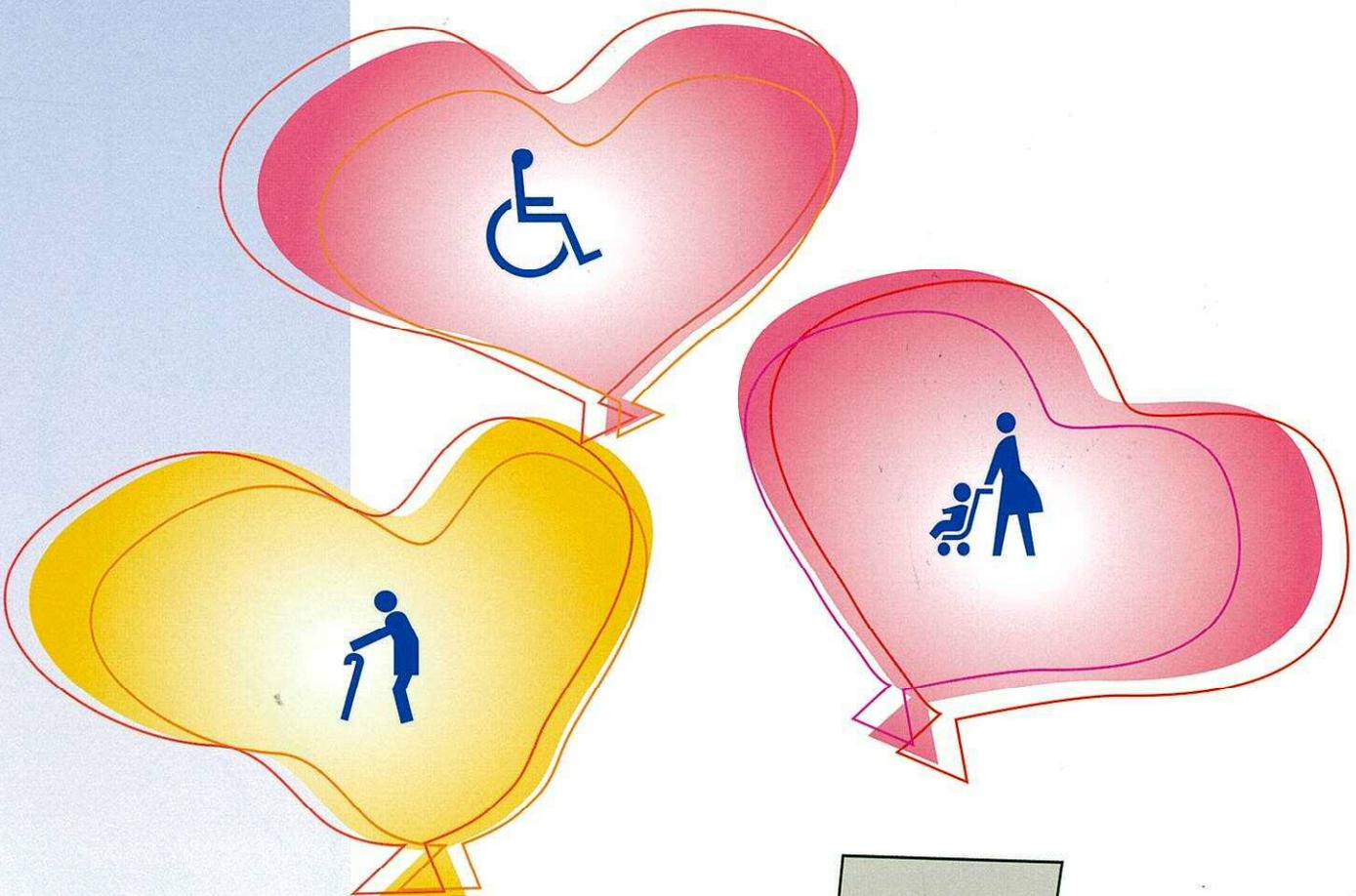


梅 坪駅周辺

ユニバーサルデザイン基本構想

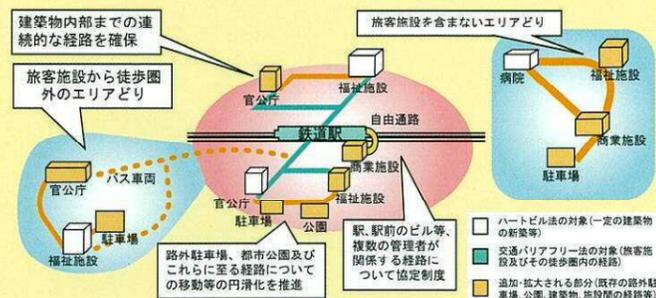


ユニバーサルデザイン基本構想とは

バリアフリー新法について

「バリアフリー新法」は、平成18年12月に施行された「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」の略称で、建築分野と交通分野の一体的なバリアフリー化を促進するために、建築物のバリアフリー化に関する法律（ハートビル法 平成6年施行）と旅客施設や道路等の整備に関する法律（交通バリアフリー法 平成12年施行）が統合・拡充して策定されました。

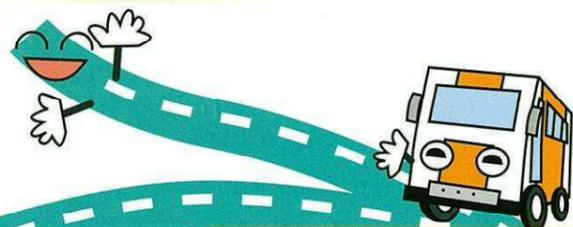
この法律のもと、バリアフリー化を重点的かつ一体的に推進するため、バリアフリー化のための方針や、実施する事業等を盛り込んだ「基本構想」を作成することができます。



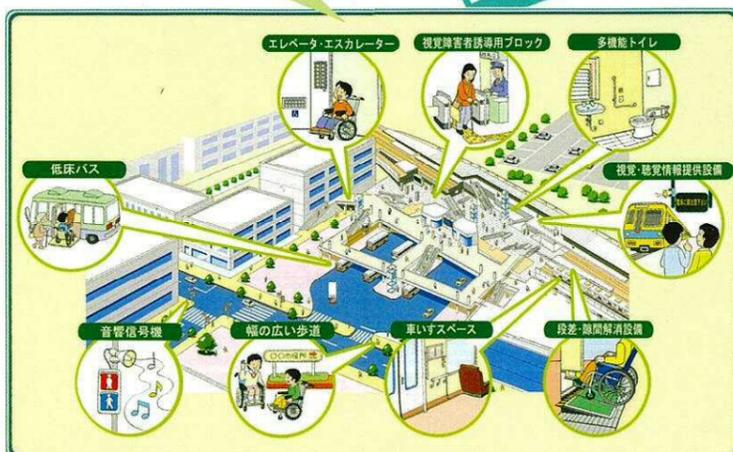
一体的な整備のイメージ

ユニバーサルデザイン基本構想

豊田市ではバリアフリー新法に基づいて基本構想を策定するにあたり、高齢者や障がいの方に限らず、豊田市を訪れるすべての人が快適に過ごせる環境づくりを目標としています。そこで、これまでに進められている関連計画を踏まえつつ、ユニバーサルデザインの視点から基本構想を策定しました。



ユニバーサルデザインのイメージ



ユニバーサルデザインとは？

「ユニバーサルデザイン」とは、すべての人が使いやすいデザインのことです。つまり、年齢、性別、国籍、身体状況などに関係なく、はじめから誰もが利用しやすいように、まちや建物、製品、環境、サービスなどをつくることとする考え方です。高齢者や障がい者を対象にし、障がいを取り除くことを重視した「バリアフリー」に対して、すべての人を対象にし、便利で安全な環境づくりを目指す「ユニバーサルデザイン」は、バリアフリーより発展した考え方と言えます。

基本構想策定の経緯

基本構想の策定にあたっては、幅広い意見が取り込めるよう、基本構想策定委員会を3回開催し、学識経験者、事業者、行政が一体となって内容の検討、協議を行いました。

また、委員会で検討を進めるにあたっては、建物や駅、道路の現地調査を行い、障がいの方が参加するワークショップを開催しました。さらに、ワークショップに参加できなかった障がいの方が、医療施設や公共施設へ来訪する一般市民・職員の方を対象に梅坪駅周辺に関するアンケート調査を行い、駅や歩道・道路等の問題点について、皆様から意見を頂きました。

ワークショップやアンケート調査等によって、市民の皆様から頂いた意見を把握した上で、委員会で検討し、基本構想を策定しました。



現地調査(タウンウォッチング)



ワークショップ



アンケート

基本構想の目標

基本理念

安全・安心・快適なユニバーサルデザインのまち
—すべての人が暮らしやすく皆が集まるまちづくり—

基本方針

- 1 誰もが安全に移動や利用ができ安心して暮らせるまちづくり**

誰もが公共施設や駅などを利用しやすく安全に移動できる歩行空間のあるまちづくりを進めます。
- 2 地区特性に合わせた段階的な整備**

福祉施設等が多い当地区の特性に合わせて、施設間が快適に移動できるよう、段階的に整備を進めます。
- 3 心のバリアフリーの促進**

市民一人ひとりがバリアフリーに対する認識を深め、高齢者や障がい者への思いやりを育むための啓発活動を積極的に取り組みます。
- 4 市民、事業者、行政の共働による取り組み**

市民、事業者がユニバーサルデザインに対し共通の認識を持ち、これらが自主的な取り組みや活動を行えるように行政が支援します。
- 5 持続的な進行管理**

基本構想に基づく事業について定期的に進行管理の確認を行い、事業者と協力して、施策の持続的な発展を図ります。

梅坪駅周辺ユニバーサルデザイン基本構想

名古屋鉄道梅坪駅

- 誰にでも使いやすいエレベーターを新規に設置します。
- 障がい者対応の多機能トイレの整備を推進します。
- ホームの段差を解消し、水平移動のバリアフリー化に努めます。
- 券売機のバリアフリー化として、ボタンや金銭投入口の高さなどの改修します。
- 階段部分に、2段手摺りや、点字表示設置を推進します。



エレベーター整備イメージ



多機能トイレ整備イメージ

名鉄梅坪駅前広場

- 駅前広場から駅舎までの連続した視覚障がい者誘導用ブロックを設置します。
- 多機能トイレの案内表示の設置に努めます。

愛環梅坪駅前広場

- 駅前広場から駅舎までの連続した視覚障がい者誘導用ブロックを設置します。
- 多機能トイレの案内表示の設置に努めます。

公園

- 多機能トイレの案内表示を設置し、トイレの場所をわかりやすく案内することに努めます。
- 多機能トイレは安心して使いやすい構造に努めます。

施設(建物等)

- 視覚障がい者誘導用ブロックの設置に努めます。
- 障がい者用駐車施設の表示を行い、場所をわかりやすく案内に努めます。
- 多機能トイレの案内表示に努めます。
- トイレの入口や手摺りなど、使いやすい構造に努めます。
- バス停を勾配が緩やかな箇所に配置し、乗り降りの利便性に努めます。

安全・安心・快適なユニバーサルデザインのまち
 -すべての人が暮らしやすく皆が集まるまちづくり-

梅坪駅周辺ユニバーサルデザイン基本構想
 ～重点整備地区・特定道路・特定建築物～

重点整備地区とは？

「重点整備地区」の区域は、整備対象とする旅客施設(今回は名鉄梅坪駅)を中心に、半径500m～1kmの範囲で、道路や鉄道等の地理的条件等を考慮し、高齢者や障がい者等が日常生活、または社会生活において利用する広域的利用施設を含む範囲で設定しています。また、重点整備地区は、対象施設間の移動が通常徒歩で行われる範囲(※1)としています。

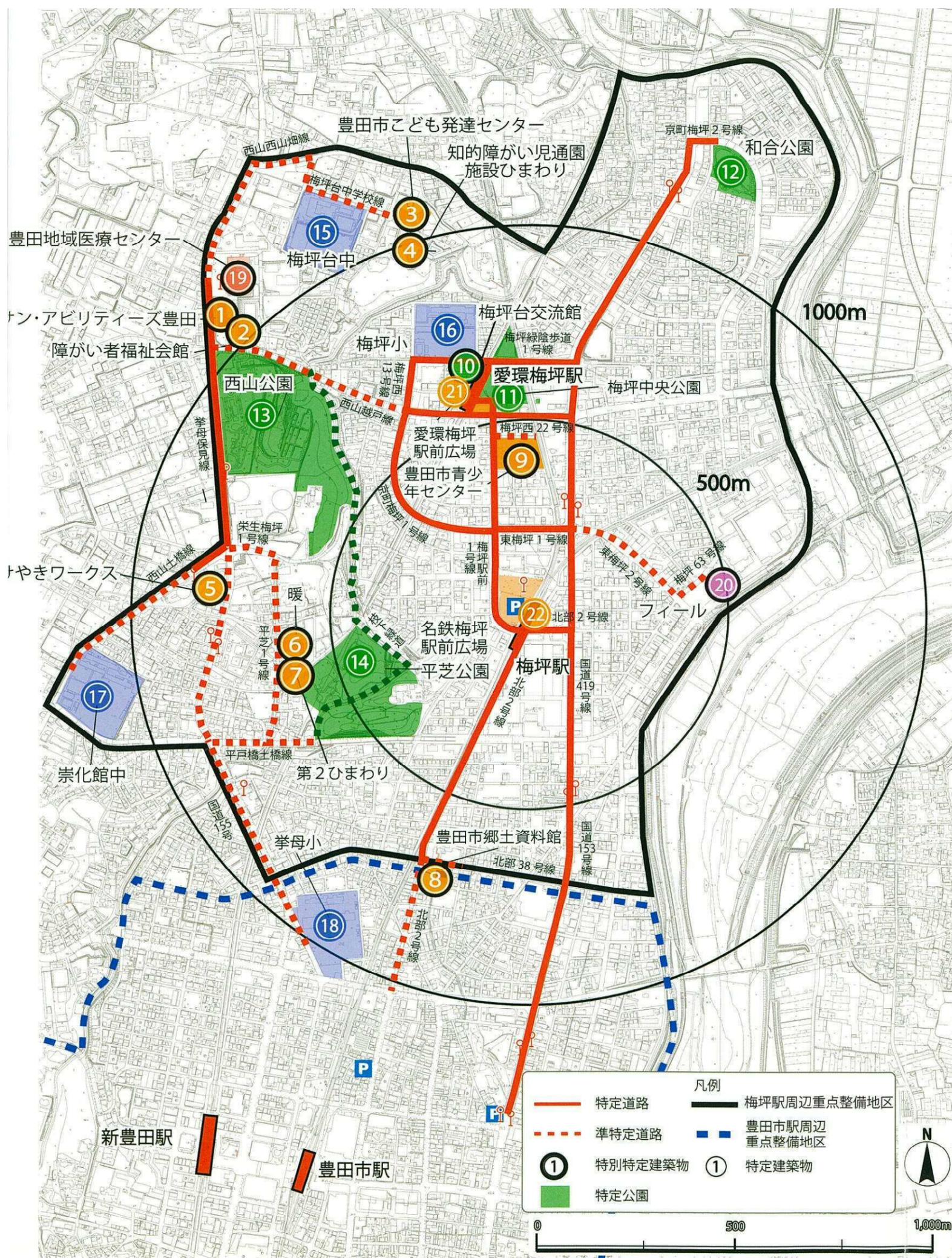
特定道路・準特定道路とは？

「特定道路」は、生活関連施設(※2)間の移動距離が最短となる道路で、移動円滑化の連続性が図れる道路を選定しています。また、「準特定道路」は、特定道路に該当する可能性がある経路のうち、丘陵部等で道路自体の勾配が8%を超えており、バリアフリー化が困難な経路やバスなど徒歩以外のアクセス手段が確保されている施設までの道路を選定しています。

特定建築物・特別特定建築物とは？

「特定建築物」とは、駅周辺の地形条件を考慮した上で、駅と対象施設間や、対象施設間同士の接続性が必要である施設のうち、多数の人が利用する施設を選定しています。また「特別特定建築物」とは、特定建築物のうち、不特定多数の人や、主に高齢者や障がい者等が利用するものを選定しています。

- ※1 施設間の移動が通常徒歩で行われる範囲とは、以下の基準に該当するもの
 - ・生活関連施設が徒歩圏内に集積している地区
 - ・地区全体の面積がおおむね400ha未満の地区
 - ・特定旅客施設、特別特定建築物に該当するものが3箇所以上所在し、かつ当該施設相互間の移動が徒歩で行われると見込まれること
- ※2 生活関連施設＝旅客施設(駅、バスターミナルなど)
 + 特定建築物(官公庁、福祉施設など)



特定道路

- ゆとりある歩道幅員の確保を推進し、有効幅員を2 m以上の整備を推進します。
- 段差・勾配の解消や、路面改良により、安全な歩行空間の確保を推進します。
- 視覚障がい者誘導用ブロックの敷設 (JIS規定)、及び改良を推進します。
- 誰もが安全で円滑に横断できるよう、既存の信号機に音響装置を設置するよう努めます。
- 照明を充実させ、夜間等の安全性の確保に努めます。

現状



改良イメージ



有効幅員2 m以上で、できるだけ広く確保し、段差や勾配の小さい構造に改良していきます。

準特定道路

- 丘陵部等で道路勾配が急な箇所には、休憩できるベンチの設置に努めます。
- 歩道整備が困難な場合は、カラー舗装や速度規制をなど、できる限りの改良を行い、安全性の確保に努めます。
- 視覚障がい者誘導用ブロックの敷設を推進します。



ベンチ設置イメージ



カラー舗装イメージ

特定建築物(特別特定建築物)

- 建物の出入口に視覚障がい者誘導用ブロックの設置に努めます。
- 障がい者用駐車場や多機能トイレの案内表示を行い、わかりやすい案内に努めます。
- 施設内のトイレについては、安心して使いやすい構造に努めます。



規定に沿った視覚障がい者誘導用ブロックの設置に努めます



障がい者駐車場用マークの表示に努めます

その他

- バス路線にあるバス停を勾配が緩やかな箇所に配置し、乗り降りの利便性に努めます。

基本構想の実現に向けて

1

継続的かつ積極的な改善

この基本構想が一過性の取り組みで終わることのないよう、策定後も事業の着実な実施、評価、改善を図り、**継続的かつ積極的な質の向上**を図る必要があります。

今後、整備を行うにあたり、高齢者や障がい者等の利用者のニーズにあった整備を行うために、できる限り事業の準備段階から利用者の参加を得て実施することとします。

2

特定事業の実施

各特定事業を進めていくために、基本構想に従い、公共交通事業者、道路管理者、警察、各施設管理者等が協議し、調整を図りながら「**特定事業計画**」を定めていくこととします。

3

重点整備地区以外の対応

この基本構想では、名鉄梅坪駅・愛環梅坪駅周辺を優先的にバリアフリー化を図るべき重点整備地区として策定していますが、最終的な目標としては、本市の**まち全体のバリアフリー化**にあります。今後、土地区画整理事業や道路整備事業を行う際には、豊田市駅周辺と梅坪駅周辺での基本構想における基本理念の考え方に沿った整備を行っていきたいと考えています。

4

関係者の取り組み姿勢

この基本構想に示す施策の中には、歩道上への違法駐車や放置自転車の対応、バリアフリー教室等の啓発活動への参加など、管理者や事業者だけでは実現が困難なものもあります。国・県を含めた行政機関の支援を受けながら、高齢者や障がい者等、商店街や地域、NPO等の市民組織、企業、個人の市民など様々な人が**共働、参画、交流、連携**の活動を行い、全市的な取り組みとしてバリアフリー環境の実現を目指していきたいと考えています。

今後の流れ

H20年度

基本構想の公表（第6条8項）

国への報告

H21年度～

特定事業計画の策定

市民への広報

公共交通
特定事業道路
特定事業交通安全
特定事業連絡協議会の開催・
関係者間の協議・調整都市公園
特定事業建築物
特定事業

事業計画の調整

H22～29年度

事業計画に基づく事業の実施

お問い合わせ

豊田市 都市整備部 都市計画課

〒471-8501 豊田市西町3丁目60番地

Tel.(0565)34-6620 Fax.(0565)32-9479

ホームページ <http://www.city.toyota.aichi.jp/>メールアドレス toshikei@city.toyota.aichi.jp

2009.3 発行



この冊子は再生紙を使用しています。